

許可番号 02100001615

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県弥富市西中地町五右135番地2

氏 名 株式会社リバイブ  
代表取締役 平沼 伸基



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 4年 1月11日

許可の有効年月日 令和 9年 6月10日

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類  
上記9品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

### 3 許可の条件 なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月11日	産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成10年 6月11日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成11年 1月18日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成11年 8月27日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成15年 6月11日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成18年 7月28日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成20年 6月11日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成23年 7月26日	産業廃棄物収集運搬業優良確認
平成25年11月 6日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成27年 6月11日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和 2年12月 4日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
令和 4年 1月11日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

### 5 積替え許可の有無 有 ・ 無

複 写

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

株式会社リバイブ

許可番号 02100001615

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

## 複 写

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

株式会社リバイブ

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県弥富市西中地町五右135番地2

氏 名 株式会社リバイブ  
代表取締役 平沼 伸基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 4年12月22日

許可の有効年月日 令和 9年12月 1日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。  
特定有害廃石綿等

以上 1種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年12月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(新規)  
平成18年 7月28日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届(玉換)  
平成22年12月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)  
平成23年 7月26日 特別管理産業廃棄物収集運搬業優良確認  
平成25年11月 6日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届(書換)  
平成29年12月20日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)  
令和 4年12月22日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)

5 積替え許可の有無 有 ・  無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無

**複 写**

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

**株式会社リバイブ**

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県弥富市西中地町五右135番地2  
氏名 株式会社 リバイブ  
代表取締役 平沼 伸基



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和4年1月24日

許可の有効年月日 令和11年1月23日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）  
、汚泥（石綿含有廃棄物を含む。）  
、紙くず、木くず、繊維くず

以上 9品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え  
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 1月24日 新規許可  
令和4年 5月24日 更新許可  
令和5年11月 7日 変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

複写

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

株式会社リバイブ



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県弥富市西中地町五右135番地2

氏 名 株式会社 リバイブ

代表取締役 平沼 伸基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許 可 の 年 月 日 令和 4 年 6 月 2 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 年 6 月 2 0 日

複 写

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
特別管理産業廃棄物の種類 特定有害廃石綿等

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

以上 1品目

株式会社リバイブ

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 6 月 2 1 日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号第02310001615号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

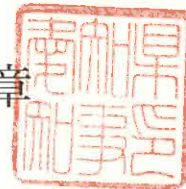
住所 弥富市西中地町五右135番地2

氏名 株式会社 リバイブ  
代表取締役 平沼 伸基 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和4(2022)年2月18日  
許可の有効年月日 令和10(2028)年12月15日

### 1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。)

以上1品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上11品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

弥富市西中地町字五右135番2

(2) 面積

1,998m<sup>2</sup> (保管面積 174.21m<sup>2</sup>)

(3) 産業廃棄物の種類

複写

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

株式会社リバイブ

廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

196.87m<sup>3</sup>

(5) 高さ

3m

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和62年12月26日 新規許可

平成 9年 9月20日 更新許可

平成14年 6月30日 更新許可

平成19年 6月30日 更新許可

平成26年 6月30日 更新許可

平成26年12月16日 更新許可（優良認定）

令和 4年 2月18日 更新許可（優良認定）

令和 5年 9月11日 書換

5 積替え許可の有無

有 ・  無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無

複 写

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

株式会社リバイブ

許可番号第 02320001615 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 弥富市西中地町五右 1 3 5 番地 2

氏 名 株式会社 リバイブ  
代表取締役 平沼 伸基 様  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀

章

許可の年月日 平成30年 6月18日  
許可の有効年月日 平成37年 6月17日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処分 (破碎・選別)

#### (2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### 2 事業の用に供するすべての施設

#### (1) 破碎・選別施設

##### ア 設置場所

弥富市西中地町五右 1 3 5 番 2

##### イ 設置年月日

平成 11 年 11 月 10 日

##### ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除

複 写

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれらに類する行為を禁じます。

株式会社リバイブ





許可番号第 02320001615 号

く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

105.7m<sup>3</sup>/日 (13.21m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成14年3月12日

13令津保第350-3号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 2月25日 新規許可

平成11年 2月25日 更新許可

平成16年 2月27日 更新許可

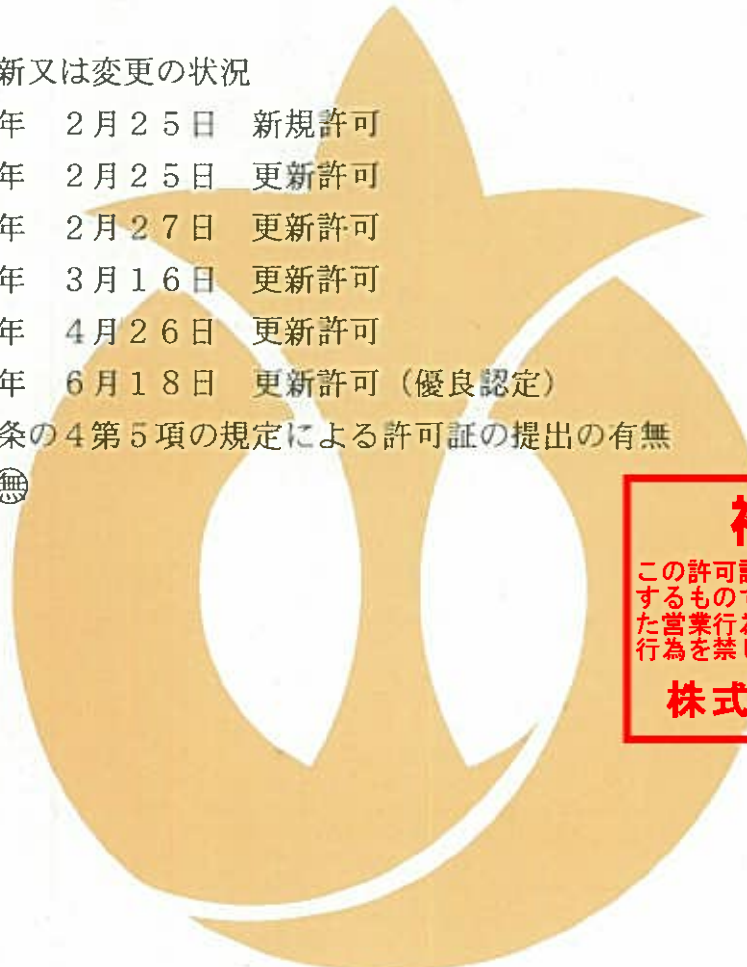
平成21年 3月16日 更新許可

平成28年 4月26日 更新許可

平成30年 6月18日 更新許可(優良認定)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



**複 写**  
この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれらに類する行為を禁じます。  
**株式会社リバイブ**

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 弥富市西中地町五右 1 3 5 番地 2

氏 名 株式会社 リバイブ  
代表取締役 平沼 伸基 様  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 4 (2022) 年 12 月 26 日  
許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年 12 月 5 日

- 事業の範囲  
積替え、保管を除く。  
特定有害廃石綿等  
以上 1 品目
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし
- 許可の条件  
なし
- 許可の更新又は変更の状況  
平成 17 年 12 月 6 日 新規許可  
平成 22 年 12 月 6 日 更新許可  
平成 30 年 1 月 11 日 更新許可  
令和 4 年 12 月 26 日 更新許可
- 積替え許可の有無  
有 ・  無
- 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無  
有 ・  無

**複 写**

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

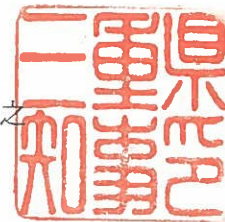
**株式会社リバイブ**

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県弥富市西中地町五右 1 3 5 番地 2  
氏名 株式会社リバイブ  
代表取締役 平沼 伸基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 4年 2月 7日  
許可の有効年月日 令和 7年 6月15日

複 写

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

株式会社リバイブ

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、

廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上12種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月16日	新規許可	平成20年 6月27日	更新許可
平成10年 6月16日	更新許可	平成27年 6月16日	更新許可
平成11年 1月11日	変更許可	令和 2年12月23日	更新許可
平成15年 6月16日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無 有

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県弥富市西中地町五右 1 3 5 番地 2  
氏 名 株式会社リバイブ  
代表取締役 平沼 伸基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 4年10月27日  
許可の有効年月日 令和 9年10月26日

**複 写**

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

**株式会社リバイブ**

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類  
特定有害廃石綿等 以上1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年10月27日 新規許可  
平成22年10月27日 更新許可  
平成29年12月28日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無



# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県弥富市西中地町五右135番地2

氏名 株式会社リバイブ  
代表取締役 平沼伸基



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和 4年 5月 19日

許可の有効年月日 令和 11年 1月 29日

複写

この許可証写しは、許可内容を提示するもので、当許可証写しを利用した営業行為ならびにこれに類する行為を禁じます。

株式会社リバイブ

## 1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業  
産業廃棄物の種類

汚泥（無機性汚泥に限る。）／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物  
（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 9項目）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

## 3. 許可の条件

「なし」

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 29年 1月 30日 新規許可  
令和 4年 1月 30日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無  
市名 -

許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有